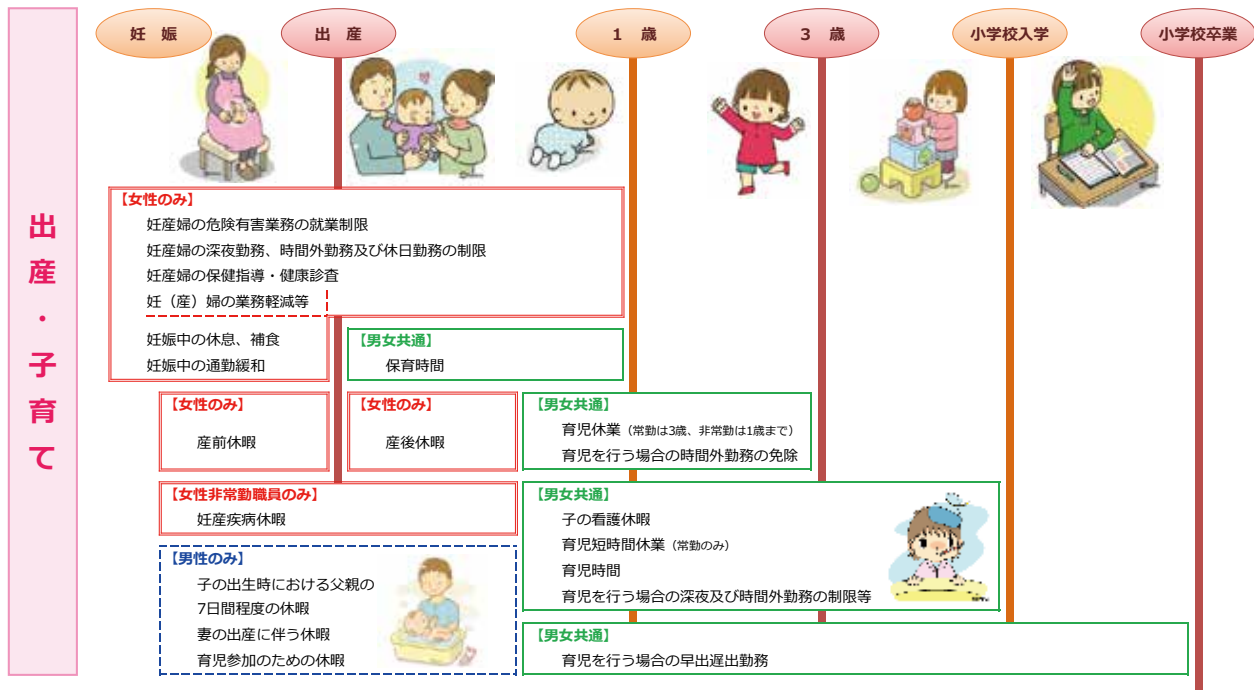


出産・子育て・介護の支援制度

職員が仕事と子育ての両立に悩むことによってキャリア形成が中断されることなく、安心して働き続けられるように様々な制度を設けています。また、出産・子育てだけでなく、介護休暇・介護休業・介護時間等の介護のための制度も設けています。

主な制度

- ・育児休業（3歳までの子を養育するための休業）
- ・育児短時間休業（小学校入学前の子を養育するための短時間勤務）
- ・妻が出産する場合の休暇（妻の出産に関する入退院の付添いを行うための休暇）
- ・育児参加のための休暇（妻の産前産後休暇期間中の出産に係る子または小学校入学前の子の養育を行うための休暇）



介 護

介護を必要とする家族（要介護者）を介護するとき

【男女共通】

- 介護休暇
- 介護休業 介護時間
- 家族介護を行う場合の早出遅出勤務
- 家族介護を行う場合の深夜及び時間外勤務の制限等